

第2回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月26日(水) 午後1時58分から午後2時48分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

農業委員

1番 志村 喜光 2番 小林 良次 3番 山田 政文

4番 佐藤 總明 5番 蔦木 正彦 6番 天野 千明

7番 梶原 勝 8番 西村 恒男 9番 矢頭 恵造

10番 山崎 公江 11番 米山 義一 12番 小俣 民男

13番 和田 廣行 14番 佐藤 孝義

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請による許可申請に対し意見を求める件。

議案第3号 農地法第5条の許可後の許可書の返戻について承認を求める件。

議案第4号 非農地証明交付申請に対し許可を求める件。

日程第3 報告第1号 転用確認証明交付に対する報告。

日程第4 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 和彦 主幹 竹下 仁 主任 岡部 啓三

7 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆様お揃いですので、ただ今から始めたいと思います。それでは、互礼を行いたいと思います。ご起立願います。

相互に礼。ご着席ください。

それでは、ただ今より令和2年第2回農業委員会委員会総会を開催致します。

会長あいさつ、志村会長お願いします。

会長 令和2年の第2回大月市農業委員会委員総会を招集しましたところ、公

私ともお忙しい中をご出席大変ご苦勞様でございます。

中国の武漢市から端を発しました、新型コロナウイルスが全世界に拡散し始めている中で、我国もようやく感染防止に躍起になっております。

連日のニュースによりますと、特に高齢者は重症化するという事の様です。感染には注意したいと思う所でございます。

一日も早く鎮静化してくれればと祈るところでございます。

さて、過日は農業委員会だよりの編集委員会が有りまして、そちらの方にも編集の方にはご足勞頂きまして、誠にありがとうございます。

お陰様で原案出来上がりまして、本日皆様にご意見ご感想を頂きまして、完成させたいと思いますので、ご意見を頂ければと思っています。

もう一つは、私たち23期の農業委員会の3年間の活動の総括と致しまして、委員の皆様から頂きましたご意見を集約いたしまして、この様な提言書が出来上がりました。

市長への提言といたしまして、農獣被害の対策、後継者対策、地域の産業物産特産品の研究会、農産物の販売所の確保等の内容で提出したいと思っておりますので、ご了承頂きたいと思っております。

今後の大月市農業委員会の活動の進むべき一助に成ればと思っております。

本日の案件は5条が2件、5条の返戻が1件、非農地証明が2件ございますが、本日の会議がスムーズに進行出来ます様に、ご協力をお願い申し上げます。

事務局 続きまして、開会宣告、会長お願い致します。

会長 本日は、全員出席ですので農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき、議長を会長にお願いします。

議長 それでは、規則に従いまして、議長を務めさせて頂きます。着席のまま議事を進めさせて頂きます。

会議を開始するに当たりまして、委員の皆様をお願いを申し上げます。

会議中の発言は、全て挙手の上、指名を受けてからお願い致します。

議事の円滑な進行に、ご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
12番 小俣 民男 委員、13番 和田 廣行 委員を指名致します。

日程第2 議事

議長 日程第2、議事に入ります。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対し許可を求める件
を上程致します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号1について説明いたします。
2ページの地図と3ページの写真を合わせてご覧ください。
申請地は、〇〇〇〇、地目は田で面積は〇〇〇㎡です。
譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇株式会社です。

場所は〇〇〇〇沿いの〇〇〇〇の東側に位置する第2種農地で農振農
用地外です。

申請理由は太陽光発電施設の建設です。

譲受人は〇〇にある会社で、太陽光発電事業を行っています。この
度、〇〇にある農地を購入して太陽光パネル288枚を設置し、49.
5kwを発電する計画です。

現地は、3ページの写真に有る通り不作付け状態であります。此処
に太陽光パネルを設置するという計画です。

以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明を求めます。
地区担当の和田廣行委員にお願いします。

和田委員 過日、2月17日会長・事務局の2人と私4人で現地を調査に行つて参
りました。

当地に於きましては、前の持ち主の〇〇〇〇が、管理していた訳であり
ますが、高齢化という事で管理が出来なくなり、そのためにたまたま太陽

光発電の話が有って進めた訳です。

これにつきましては、農業委員会に各地区から前例と申しますか、出て居ります太陽光パネルと何ら変わりがないと思います。

審議をよろしくお願いします。

議 長

只今、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員 挙手)

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議 長

続いて、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。

事 務 局

申請番号 2 について説明致します。

4 ページの地図と 5 ページの写真を合わせてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で面積は合計〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は株式会社〇〇〇〇です。

場所は、国道 20 号沿いから一つ挟んで北側に位置する用途地域になる第 3 種農地で農振農用地外です。

申請理由は資材置場です。

譲受人の〇〇〇〇は、〇〇市に本社を置く会社で、建設用車両等のリース等を行っており、この度、山梨県に進出する拠点として、国道沿いの土地を購入しました。

その宅地には、5 ページの写真に有る様なクレーン車等の建設用の大型車両、重機を置く計画となっておりますが、その際、その奥にある農地も同じ所有者から譲り受け、建設用の資材・コンテナを置く場所にしたいという申請です。

5 ページの写真をご覧ください。

申請地は、傾斜地で農地としての利用はされておらず、此处を造成・整地して利用する計画です。

もう 1 点在りまして、隣接耕作者の同意について、北側の畑の耕作者、〇〇〇〇氏からの同意が有りません。

県との現地調査では、傾斜地の上にあるため、日当たり、水利には影響無いという事を確認しております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明を求めます。

地区担当の山田政文委員をお願いします。

山田委員 今月の17日の日に、事務局と会長と現地を見て参りました。

毎日見ている所でございますけど、私の家からすぐ近くでございます。

この場所は西側に〇〇〇〇が有ります。

東側には信号あたりに〇〇〇店というのが国道に看板が出ており直ぐ分かる場所です。

この申請地なのですが、赤の斜線の部分がもう一寸上の方まで行きます。半分位までしか塗っていないので、〇〇〇〇㎡有ります。

今、事務局の方で、国道の反対側〇〇〇〇と書いてありますが、この方からハンコを貰えなかったのですが、その後承諾するという事でお話は頂いたのですが、もうこちらの申請が出ていたので、取りあえず良いという事で、承諾はされているという事であります。

あとは先程、事務局で説明した内容で土地利用がされるという状況でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員 挙手)

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可書の返戻願い対し承認を求め承認を求める件について、上程致します。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 農地法第5条の規定による許可書の返戻について説明します。

地図はございませんけれど、7ページの写真を合わせてご覧ください。

これは、平成29年に許可になった案件です。

場所は、〇〇〇〇、面積は〇〇〇㎡、〇〇〇〇線沿い、先程の太陽光の土地から2Km程北上した位置になります。

願い出人は、〇〇〇〇株式会社です。

理由は、〇〇〇〇株式会社は、〇〇にある会社で、〇〇〇等幅広く事業を行っていますが、平成〇〇年10月に〇〇〇〇の石材置場として、農地法5条の許可を貰っていた訳ですが、石材部自体が石工職人の不足により消滅してしまい、資材置場として利用されないまま2年半が過ぎてしまいました。

そのため、許可書を返し農地に戻したいという願い出です。

此処で承認頂ければ、許可書を県に戻したいと思います。

ただ現状は、草が繁っていますので、農地に戻されれば、現地確認証明を出したいと思います。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願い致します。
地区担当の和田廣行委員をお願いします。

和田委員 17日に会長。私、事務局の4人で現地を確認してまいりました。

写真の通り草は刈られているのですが、まだ一寸長いなという感じで、会長とも此のままだと一寸厳しいのではないかという風な話に成りまして、私、午後から持ち主の〇〇〇〇の方に行ってまず話しました。

私が行って話をして、2、3日してから此処の草刈りをしまして、野菜類を作るには何処も同じ様に猪・鹿・猿、それと雉も多く居まして、一寸難し感じでした、一寸お聞きしました所、被害の少ない果樹を植えたいという事をお聞きしました。

近い内に梅・柚子等を植える予定であります。本人も言われたら直ぐに草刈りを実行した訳です。

審議の程宜しくお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員 挙手)

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 議案第4号、非農地証明申請に対し承認を求める件を上程致します。
申請番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 議案第4号非農地証明の交付申請が2件です。
申請番号1、9ページの地図と10ページの写真を合わせてご覧下さい。
申請地は、〇〇〇〇、地目は畑で〇〇〇㎡です。
申請者は、〇〇〇〇氏の遺言執行人の弁護士〇〇〇〇です。

複雑になりますが、この土地は、平成15年〇〇〇〇氏が死亡し、遺言により娘婿の〇〇〇〇が遺贈を受ける事に成りました。この時、農地に蔵が建っていたため、農地法5条の許可が必要として条件付きの仮登記となり、そのまま17年経過しました。

今回、国道の拡幅工事をする事になり、買収するに当たり、所有者が仮登記で、まだ〇〇〇〇氏の名義となっており買収できない、と相談を受けました。

そこで、非農地証明により農地でないことを証明し、地目を宅地に変えて新たに宅地が変わった所で遺言の通りに〇〇〇〇に遺贈をして買取るという一寸複雑な形なのですが、そういう形にしようという事に成りました。

ここで、非農地証明という事について触れさせていただきますけど、非農地通知は、農業委員会から山林原野に対し、農地に当たらないとして通知するものですが、所有者から非農地として証明して貰いたいと申請するものが非農地証明申請で、過去何回か有りました。

証明の要件は、人為的でなく、20年以上放置したため山林化した場合と農地法施行の昭和27年以前から転用されている場合です。

昭和27年以前に農地に家を建て、そのまま家がある状態であることです。今回の申請について、蔵の登記簿に、〇〇〇〇氏が昭和22年に蔵を取得したとあり、蔵が昭和22年には建っていたことが証明でき

るため、非農地証明を発行できると思われま

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当の蔦木正彦委員をお願いします。

蔦木委員 私は一寸諸事情が有って、同行は出来なかったのですが、私の家の隣の方なので子供の頃から見えています。ずっと前から建っていますので非農地証明で良いかと思

よろしくをお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。
ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。
質疑が無いようですから、採決いたします。
賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員 挙手)

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 続きまして申請番号2について事務局に説明を求めます。
事務局 申請番号2、11ページの地図と12ページの写真を合わせてご覧下さい。

こちらは、山林化している状態の証明です。

申請地は、〇〇〇〇です。

地目は田及び畑で面積は〇〇〇〇㎡です。

場所は、〇〇にある〇〇〇〇の先、〇〇山の道の途中、道が切れる先に有ります。昔は、田圃として使っていた時も有ったのらしいのですが、昭和50年頃からは、一切人の手が入っておらず山林化して

います。
樹齢40年以上と思われる樗等、雑木が繁り、一部は崖の様になっており、農地としての復元は不可能と思われま

す。
また、進入するにも車で入れない様な所ですので、それだけでも山林という扱いが出来るかなと思っています。

以上です、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当の佐藤總明委員をお願いします。

佐藤委員

先週17日に会長はじめ事務局と4名で調査に行つて参りました。所有者の〇〇〇〇さんという人は、〇〇〇をしたり〇〇なども教えたりしている人なのですが、元々は〇〇〇〇に勤務していた人で、この山自体は木の大きさからすると40年一寸位は経つていて、殆ど樺なので、樺が多く田圃の方にも出ていました。

右側の方の写真、これが畑として利用していたのですが、傾斜地で殆ど畑には不向きな場所かなと思います。

そんな状況です。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決いたします。賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員 挙手)

全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第3 報告事項

議 長

それでは、日程第3報告事項、転用確認証明交付に対する報告事項について事務局に報告を求めます。

事 務 局

転用確認証明書の発行は2件でした。14ページの写真を併せてご覧ください。

1番、〇〇〇〇、面積〇〇〇㎡、申請者〇〇〇〇、目的は個人住宅の建設です。

写真のように現地を確認し証明書を発行しました。

もう1件は、〇〇〇〇、面積は〇〇〇㎡、申請者は〇〇〇〇、目的は個人住宅の建設です。現地を確認し証明書を発行しました。

以上報告いたします。

議 長

この件について、質問・ご意見はございますか。

無いようですので、次に参ります。

日程第4 その他

議 長 日程第4その他を議題と致します。
委員の皆様から何かございますか。
事務局からの方でお願いします。

事 務 局 (諸連絡)

議 長 他にございますか。ないようですから、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年第2回大月市農業委員会総会を閉会致します。

ご協力ありがとうございました。